第九条の三の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

**第九条の三の二**　法第二十五条の二の二第三項において準用する法第二十五条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第二十五条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第二十二条の三の二第三項第一号に掲げる者　その者から提出された次に掲げる書類

イ　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第二十二条の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域（ハ及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

ロ　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二　令第二十二条の三の二第三項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

第五章の章名を次のように改める。

**第五章**　登録免許税法等の特例

第十五条第二項第四号ハ中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第五章中第十七条の三の次に次の一条を加える。

（株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減を受けるための手続）

**第十七条の四**　株式会社商工組合中央金庫が、法第四十一条の四の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百三十二条第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十八条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記又は登録の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　株式会社商工組合中央金庫の書類で、次に掲げる事項の記載があるもの

イ　当該登記又は登録に係る資金の貸付け等（資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けをいう。以下この条において同じ。）を株式会社商工組合中央金庫が令第三十二条の四第一項に規定する業務として行った旨

ロ　イの資金の貸付け等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二　次に掲げるいずれかの書類

イ　前号イの資金の貸付け等を受けた者の事務所（本店若しくは支店若しくは会社法第二条第二号に規定する外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は事業の用に供する資産が東日本大震災により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨を証する市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で、その者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載があるもの

ロ　前号イの資金の貸付け等を受けた者の事務所が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

ハ　前号イの資金の貸付け等を受けた者が、次に掲げる者の事業活動に相当程度依存している旨を証する経済産業局長の書類

(1)　その事務所又は事業の用に供する資産について、東日本大震災により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた者

(2)　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事務所を有する者

ニ　前号イの資金の貸付け等に係る消費貸借に関する契約書（法第四十七条第一項の規定により印紙税を課さないこととされたものに限る。）の写し

ホ　当該登記又は登録に係る資金の貸付け等を受けた者が東日本大震災に係る風評被害者である場合にあっては、経済産業局長の証明書で、当該資金の貸付け等が前号イの資金の貸付け等（株式会社商工組合中央金庫が、東日本大震災により被害を受けた者に対して危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項の規定により認定された同法第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。）として行う同条第四号に規定する特定資金の貸付けに限る。）に該当することの記載があるもの

**附　則**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の三の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を第三条の三の三とする改正規定、第三条の三の次に一条を加える改正規定、第六条の三の次に一条を加える改正規定、第九条の三の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を第九条の三の三とする改正規定及び第九条の三の次に一条を加える改正規定は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日から施行する。

**○財務省令第二十四号**

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二番号55の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 55 | 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの | 機械式駐車設備　一〇<br>ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備　八<br>その他の設備<br>主として金属製のもの　一七<br>その他のもの　八 |

**附　則**

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の規定は、個人の平成二十六年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、個人の平成二十五年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。